

# 第2期

# 余市町子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

概要版

令和2年3月

北海道 余市町

# 1. 第2期余市町子ども・子育て支援事業計画とは

## (1) 余市町における少子化対策

本町では、平成27年に子ども・子育て支援法に基づく「第1期余市町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

今回策定する「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、さらなる少子化の進行の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第1期計画を継承した新たな計画を策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。

また、本町の最上位計画である「余市町第4次総合計画」(平成24年3月策定)との整合を図るとともに、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」、「余市町健康づくり計画」、道で策定する「第4期子ども未来づくり北海道計画」など、関連計画との整合や調整を図りながら策定しています。

## (3) 計画の策定方法

### ①余市町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置している「余市町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

### ②アンケート調査の実施

令和元年7月に、就学前児童と小学生児童の保護者を対象とした「余市町の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、子育て中の町民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握しました。

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	568	313	1	312	54.9%
②小学生児童調査	641	375	0	375	58.5%
総計	1,209	688	1	687	56.8%

### ③パブリックコメントの実施

町民の意見を広く反映させるため、計画素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

## 2. 計画の考え方

---

### (1) 基本理念

余市町では、「“家族”“地域”が支え合い育て合うよい関係をつくる」ことをキーワードに、子育ての環境を整えることは、少子高齢化社会にとって極めて重要な課題であることを共通認識としています。

その上で、子どもの人としての権利や自由を尊重しながら、町民や地域、行政など多くの人々が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

この計画は、こうした第1期計画の考え方を継承しつつ、「みんなで支える ゆとり・安心・たのしい子育て」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進します。

## みんなで支える ゆとり・安心・たのしい子育て

### (2) 計画の基本目標

#### 基本目標 1

##### 乳幼児期における 教育・保育の推進

すべての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取り組みを計画的に進めます。

#### 基本目標 2

##### 地域における 子ども・子育て支援 事業の推進

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

そのためには、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などさまざまな環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

## 基本目標 3

### 親子の健康の確保と 育成支援

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安が深刻化しています。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含めた妊娠期からの切れ目のない支援など、子どもの健やかな発達を支えます。

## 基本目標 4

### 支援を必要とする 子どもへの取り組み の推進

障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより、社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

また、地域全体で子育てを支えていくために、社会資源の育成を図るとともに、相互の連携強化などネットワークづくりを推進し、子育てしやすい地域環境の整備を図ります。

## 基本目標 5

### 職業生活と家庭生活 の両立の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、労働者、事業主、地域など社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みを進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

### 3. 子ども・子育て支援サービス

#### (1) 児童人口の推計

0～5歳人口（就学前児童）は、令和6年の時点で497人に、平成31年と比べて150人の減少が予想されています。6～11歳（小学生児童）も減少し、令和6年の時点で663人になることが見込まれています。

(単位：人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0～5歳（就学前児童）	648	602	588	567	536	497
6～14歳（小学生児童）	748	729	699	676	660	663

※各年4月1日

#### (2) 幼児期における教育・保育〔保育所（園）、認定こども園、幼稚園等〕

##### ①提供区域の設定

本町では、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの生活圈域となっています。

今後、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるなど、町内全体で柔軟に需給調整を行うことも想定されることから、本町では1区域を設定します。

##### ②基本的な考え方

就学前児童を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、補正を行っています。

##### 1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園（教育） 幼稚園
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	認可保育所（園） 認定こども園（保育）
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	認可保育所（園） 認定こども園（保育）

### ③年度ごとの量の見込みと確保の方策

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
令和2年度 (2020)	量の見込み	70	174	69	10	90
	確保の方策	274		163	12	90
令和3年度 (2021)	量の見込み	72	177	70	10	82
	確保の方策	274		143	12	90
令和4年度 (2022)	量の見込み	68	168	67	9	83
	確保の方策	274		143	12	90
令和5年度 (2023)	量の見込み	64	160	63	8	78
	確保の方策	274		143	12	90
令和6年度 (2024)	量の見込み	59	147	58	8	72
	確保の方策	274		143	12	90

※量の見込み：アンケート調査結果や利用実績から算出した利用ニーズ量

※確保の方策：教育・保育施設（保育所（園）、認定こども園、幼稚園）、認可外保育施設で対応することを想定する計画量

※教育利用：2号認定における教育利用（教育の利用ニーズが高い場合）は1号認定に含めて整理

◇保育所（園）3施設、認定こども園1施設、幼稚園2施設、認可外保育施設2施設において幼児期における教育・保育を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

◇今後も待機児童が発生しないよう、利用希望の状況を把握し、必要に応じて幼稚園の認定こども園への移行や町外の保育施設との連携など、適切な保育サービスの充実に努めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名		確保の方策	
		令和2年度（2020）	令和6年度（2024）
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・援助を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。	1箇所	1箇所
		◇子育て・健康推進課の窓口において、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する方が、最も適したサービスを選択できるよう、実施体制を確保します。	
地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親子が集い、交流する場を提供し、子育てについての情報交換や相談・援助を行う事業です。	3,091人/年 3箇所	2,466人/年 3箇所
		◇キッズルームあつがる、ひろば型子育て支援とともに、つどいの広場において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。	

事業名		確保の方策	
		令和2年度（2020）	令和6年度（2024）
妊婦健康診査	妊婦や胎児の健康状態を確認するため、定期的に健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）を行う事業です。	95件/年 （受診票交付） 1,260回/年 （健診回数）	75件/年 （受診票交付） 980回/年 （健診回数）
		◇母子手帳配布時に受診券を交付し、妊婦一般健康診査、超音波検査等について、医療機関に委託し実施体制を確保します。	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児を対象に全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安・悩みを聴くことにより養育環境を把握するとともに、必要なサービスの提供につなげるなど子育てに関する情報提供を行う事業です。	85人/年	65人/年
		◇保健師のほか、在宅の助産師等を活用し、すべての家庭を訪問する体制を確保します。	
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭や、養育に関する悩みや子どもの発達に不安のある方に対し、家庭訪問により支援を行う事業です。	10人/年	10人/年
		◇医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診などで把握した情報により、養育支援が必要な家庭を把握し、保健師が訪問する体制を確保します。 ◇児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例等への円滑な支援を行うために、「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、関係機関と連携した支援体制を確保します。	
子育て短期支援事業	18歳未満を対象とし、保護者の病気等により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において短期間児童を預かる事業です。	70人/年	70人/年
		◇児童養護施設櫻ヶ丘学園と委託契約を締結し、利用希望に対応した実施体制を確保します。	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育てについて援助を受けたい人と援助を提供したい人により会員組織をつくり、相互に子育て家庭を支援していく事業です。	50人/年	50人/年
		◇本町では、子育てサポート・センターとして余市町社会福祉協議会が実施運営をしています。 ◇円滑な援助活動の推進に向け、援助会員増加の取り組みなど、余市町社会福祉協議会と連携を図ることにより、利用希望に対応した実施体制を確保します。	
一時預かり事業	①幼稚園及び認定こども園における「預かり保育事業」（在園児が対象）は、保護者の希望に応じて、教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。 ②保育所（園）における「一時預かり事業」（在園外児が対象）は、普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やけがなどにより、一時的に保育を必要とする場合に子どもを預かる事業です。	20,500人/年 （預かり保育事業） 2,800人/年 （一時預かり事業）	20,500人/年 （預かり保育事業） 2,800人/年 （一時預かり事業）
		◇「預かり保育事業（在園児対象）」は、町内の認定こども園1施設と幼稚園2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。 ◇「一時預かり事業（在園外児対象）」は、町内の保育所（園）2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。	

事業名		確保の方策	
		令和2年度（2020）	令和6年度（2024）
延長保育事業	保育所（園）の在園児について、通常の利用時間を延長して保育する事業です。	110人 3箇所	110人 3箇所
		◇町内の保育所（園）3施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。	
病児保育事業	病中又は病気回復期にあつて、集団の中での保育が困難な病児を預かる事業です。	実施体制を検討	150人/年
		◇事業の実施にあたり、実施する保育施設や看護師の確保など、その実施体制を検討するとともに、関係機関との協議を進め、利用希望に対応した実施体制を確保します。	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生）に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	280人（定員） 7箇所	280人（定員） 7箇所
		◇平成29年度から4～6年生の利用を拡大し、全学年を対象として実施しています。 ◇各小学校、教育委員会と連携し余裕教室を活用して、黒川小学校3クラス、大川小学校2クラス、沢町小学校2クラスを開設し、利用希望に対応した実施体制を確保します。	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	◇幼児教育・保育の無償化の実施状況等を確認し、事業の実施について検討します。	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	◇今後の事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開します。	

## 4. 関連施策の展開

- ◇産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保
- ◇児童虐待防止対策の推進
- ◇障がい児施策の充実等
- ◇ひとり親家庭の自立支援の推進
- ◇子どもの貧困対策の推進

### 第2期余市町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2（2020）年3月

発行：余市町

編集：余市町 民生部 子育て・健康推進課 TEL 0135-21-2122